

公益社団法人ふくしま緑の森づくり公社監事監査に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人ふくしま緑の森づくり公社（以下「公社」という。）における監事の監査に関する基本的な事項を定めたものであり、当該監査は、法令及び定款に定めるもののほかはこの規程による。

(基本理念)

第2条 監事は、公社の機関として、理事と相互信頼の下に、公正不偏の立場で監査を行うことにより、公社の健全な経営と社会的信頼の向上に努め、その社会的責任の遂行に寄与する。

(職務)

第3条 監事は、理事の職務の執行を監査し、理事の職務執行に適法性を欠く事実又はそのおそれのある事実若しくは著しく不当な事実を発見したときは、理事会に対し必要な勧告又は助言を行わなければならない。

(業務・財産調査権)

第4条 監事は、いつでも、理事及び関係部門に対し事業の報告を求め、又はこの法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(理事等の協力)

第5条 監事が、前条の職務を遂行する場合は、理事及び関係部門の責任者はこれに協力する。

(監査事項)

第6条 監事は、次の各号に掲げる事項の調査・閲覧・立会・報告の聴取等により監査を行うものとする。

- (1) 事業報告書
- (2) 貸借対照表及び貸借対照表内訳表
- (3) 正味財産増減計算書及び正味財産増減計算書内訳表
- (4) キャッシュ・フロー計算書
- (5) 財務諸表に対する注記
- (6) 附属明細書
- (7) 財産目録
- (8) 業務及び財産の状況
- (9) 会計監査人から提出を受けた監査報告書
- (10) 社員総会に提出すべき議案及び書類
- (11) その他監事が監査上必要とする事項

(会議への出席)

第7条 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

2 監事は、前項の会議に出席できなかった場合には、その審議事項について報告を受け、又は議事録、資料等の閲覧を求めることができる。

(会計監査人との関係)

第8条 監事は、会計監査人と緊密な関係を保ち、会計監査人から監査結果について報告を求めるとともに、これを活用して自らの監査結果の達成に努めるものとする。

(理事会に対する意見陳述義務)

第9条 監事は、理事の職務の執行又はその他の者の業務上の行為が法令・定款に違反し、若しくは違反するおそれがあるとき、又は著しく不当であると認めるときは、理事会に意見を述べなければならない。

2 監事は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事に対し理事会の招集を請求し、又は自ら理事会を招集することができる。

(差止請求)

第10条 監事は、理事が公社の目的外の行為その他法令・定款に違反する行為をし、これによりこの法人に著しい損害を生ずるおそれがある場合には、理事に対し、その行為の差止めを請求する。

(理事等の報告義務に対する措置)

第11条 監事は、理事又は会計監査人から公社に著しい損害が発生するおそれがある旨、理事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重要な事実の発見の報告を受けた場合には、必要に応じて調査を行い、助言又は勧告等の適切な措置を講ずるものとする。

(会計規程等に関する意見)

第12条 監事は、理事長が会計方針及び計算書類等の記載方法を変更する場合には、予め変更の理由について報告するよう求める。

2 監事は、会計規程及び計算書類等の記載方法について問題があれば、理事長に意見を述べるものとする。

(社員総会への報告)

第13条 監事は、社員総会に提出される議案及び書類について違法又は著しく不当な事項の有無を調査し、必要な場合には社員総会に報告する。

(社員総会における説明義務)

第14条 監事は、社員総会において社員が質問した事項については、議長の議事運営に従い説明する。

(監事の任免・報酬に関する総会における意見陳述)

第 15 条 監事は、その選任・解任及び報酬について、社員総会において意見を述べることができる。

(計算書類等の監査)

第 16 条 監事は、理事長から事業報告書及び計算書類並びにこれらの付属明細書を受領し、これらの書類について監査事項を監査する。

(会計監査人からの報告の監査)

第 17 条 監事は、会計監査人から計算書類並びにこの付属明細書を受領し、これらの書類について監査事項を監査する。

(監査報告書)

第 18 条 監事は、第 16 条及び第 17 条の監査を経て、法令の規定に従い、監査報告書を作成する。
監事間に異なる意見がある場合には、それぞれの意見を記載する。

2 前項の監査報告書には、作成年月日を付し、記名押印又は電磁的署名をするものとする。

3 監事は前項の監査報告書を、理事長に提出する。

(監査の費用)

第 19 条 監事は、職務執行のため必要と認める費用を公社に対して請求することができる。

(監査補助者)

第 20 条 監事の職務執行の補助を、管理課に行わせるものとする。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年 6 月 2 日法律第 50 号）第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。